

生産性向上特別措置法案および産業競争力強化法等の一部を改正する法律案 趣旨説明質疑

2018年4月3日

立憲民主党
衆議院議員 松平浩一

立憲民主党の松平浩一です。

ただいま議題となりました生産性向上特別措置法案および産業競争力強化法等の一部を改正する法律案について、質問いたします。

〈第4次産業革命における労働移転〉

2007年6月29日、アメリカで初代iPhoneが発売されました。

それから10年半が過ぎ、今や全世界でのスマートフォンの利用台数は約40億台に達するといわれています。

スマートフォンにより、誰もが、いつでもどこでも、インターネットを通じて人やモノとつながりました。

天気、交通、地図、買い物、決済、レストランやお店の予約、宅配、医療、教育、さらに多くのことが、スマートフォンで動作するアプリによって、オンデマンドで解決してくれるようになりました。

人工知能の分野では、昨年5月に、Deepmind社が開発したAI「AlphaGo」が、世界最強と言われた囲碁棋士の柯潔氏との勝負を制しました。このニュースは、皆さんの記憶に新しいものと思います。

こういった第4次産業革命の波は今後あらゆる面に及び、我々の経済、生活に大きな影響を与えてくることは間違いありません。

ただ、いいことばかりではありません。既存産業の構造にも大きく影響するので、痛みを伴う業界もでてきます。

野村総合研究所が、オックスフォード大学のマイケル・オズボーン准教授らと共同で分析した結果に、「2025年から2035年までに、AIとロボットによって日本の労働人口の49%が代替される」とした推計があります。

また、マッキンゼーグローバルインスティテュートによると、2030年までに我が国で転職を強いられる人数は、業務の自動化が急速であった場合は2,700万人と予測しています。

我が国の2030年の労働人口は約5,900万人と予測されているため、その半分近くが転職を強いられる、という計算になります。

この現状は、18世紀半ばのイギリスの産業革命を思い起こします。

当時イギリスでは手工業による毛織物産業が盛んでしたが、産業革命によって機械が普及して、職がなくなるとおそれた人々は、機械打ち壊し運動、ラッドライト運動を起こしました。しかし、いくら機械を打ち壊しても、また別のところで機械はつくられ、産業革命の流れはとめることができなかつたのです。

そして、職を失った手工業者は、都市部に流れ、資本家の工場で働く労働者として、雇用が吸収されていきました。

一方で、今我々が直面している第4次産業革命では、AIとロボットによる仕事の消滅は、新たな労働力を必ずしも必要としないものです。

あくまで一例でしかありませんが、自動運転の進展は、トラック運送業、タクシー業、損害保険業で働く人々に影響がでてくるのが容易に予想されます。長距離トラックドライバーとタクシードライバーは、合計で約123万人の労働人口といわれています。

第4次産業革命により劇的に変わる就業構造が、雇用に与えるインパクトは図りしれません。

遠い未来の話ではないにもかかわらず、この大変革にどのように雇用の面に対応していくのか、政府のグランドデザインやビジョンが全く見えてきておりません。この点について大臣にお伺いいたします。

〈第4次産業革命における規制緩和の必要性〉

世界に目を向けると、米国はデジタルプラットフォームで大きな地位を占め、また次世代の研究開発でも優位性を保っています。

中国は、モバイル決済など社会実装力が強く、政府の資金投入で非常に多くのスタートアップが勃興しています。

EUはその市場規模を生かし、域内企業に有利な規制、制度を設け、競争優位性を勝ち取ろうとしています。

それに対して、我が国は、残念ながら、イノベーティブな技術の開発と社会実装力の両方で遅れをとっていると云わざるを得ません。

新しいサービスやイノベーションを生み出していくには、事業者が「まずやってみる」こと、試行錯誤し挑戦してやることを許容する社会、環境であることが重要です。

本法案では規制のサンドボックスが提案されていますが、仮にそれが、事業者に対して、試行錯誤し挑戦の場を与えるものであるのならば、評価いたします。

しかし、法文をよく読むと、この規制のサンドボックスに乗るためには、やろうとする新しいサービスが「命令や告示など規制に違反しないこと」が条件とされてしまっています。

サンドボックスは、あくまで、参加者や期間を限定した実験の場であるはずですが。

これでは、挑戦の場どころか、厳格な規制に縛られる今までと何も変わらないのではないのでしょうか。

大胆かつ迅速な規制緩和ができないと、新しい技術やサービスは海外に逃げていってしまいます。

世界銀行が出しているデータでは、我が国の事業活動の規制の厳しさは、OECD35か国のうち24位と、相変わらずの規制大国です。

規制を打ち破るとした政府の方針の本気度が疑われます。この点、大臣のご所見を伺います。

〈第4次産業革命におけるデジタルデータの重要性〉

本法案では、ビッグデータの活用に向けた施策として、データ利活用を行う事業者を支援する制度が創設されています。

しかし、ビッグデータに関しては、それ以前に我が国が、もっと国を挙げて対処する必要がある大きな問題が存在します。

デジタルデータは、20世紀の石油のように、21世紀で最も重要な資源といわれています。しかし、この圧倒的 대부분は、プラットフォームと呼ばれる海外の一部の大企業に集中、コントロールされている状況となっております。

Google、Amazon、Facebook、我々がこれらサービスを使えば使うほど、インターネット上の閲覧履歴、買い物の履歴、位置情報やアドレス帳、文字、写真、動画などがプラットフォーム上に蓄積されていきます。

これらデータの蓄積は、我々の消費行動の分析からマクロ予測まで、あらゆる経済活動の基礎となるものです。そして、データ保有者は、このデータを利用し、AIの精度を進化させて生活、社会、経済への影響力をどんどん増大させていきます。

先日の世界経済フォーラムダボス会議においても、ドイツのメルケル首相、投資家のジョージ・ソロス氏など多くの著名人から、デジタルデータの一部企業への独占化、寡占化に懸念が表明され、大きなトピックになっていました。

デジタルデータの海外の一部企業への集中という重要な問題に関し、どのように考え、どのように取り組んでいくのか、大臣のご所見を伺います。

〈第4次産業革命における産業育成戦略の重要性〉

本法案においては、産業革新機構の活動期間の延長が提案されました。

世界の投資環境に目を向けてみると、ノルウェー、アブダビ首長国、中国、シンガポールなどの兆単位の運用資金を有するソブリン・ウェルス・ファンドが、市場に対し、非常に大きな影響力を持っています。

これらソブリン・ウェルス・ファンドは、最近では自国の産業発展を考えた戦略投資を行っており、プラットフォームや、ハイテク新興企業への投資を拡大させています。

世界では、アルファベット、アップル、アリババ、テンセントのように、時価総額が100兆円を超えまたはそれに近い企業が出ています。

また、ユニコーンと呼ばれる時価総額10億ドル以上のベンチャー企業も、米国では100社以上、中国にも50社以上ありますが、日本はたったの2社だけです。

成長分野で国際的に戦える日本企業を育てないと、将来、日本の富が海外に流れるだけの状況となってしまいます。

バイオ、創薬、宇宙、ロボットなどのリアルテックの分野は、我が国が得意とする分野でもあります。

これら分野は、研究開発期からビジネスができる状態になるまで時間とお金がかかります。しかし、ここに集中的にリスクマネーを供給することができる機関は、我が国では官民ファンドだけといっても過言ではありません。

産業革新機構については、今までの民業補完という役割だけではなく、国家戦略を考えて投資を実行する、こういった大きな視点が必要だと思いますが、大臣のご所見を伺います。

〈中小企業と第4次産業革命〉

本法案において、政府は、中小企業に対しIT投資など生産性向上のための投資を支援することとしています。

第4次産業革命は、インダストリー4.0の日本語訳でして、インダストリー4.0は、もともとドイツで、今から7年前の2011年に採択されてスタートしたものです。

そのコンセプトは、ドイツ中の工場をIoTによって「スマート工場」化し、国を挙げて生産性を向上し、世界一の製造大国を目指すというものでした。

そして今やドイツは、インダストリー4.0の最重要課題を、IoTの国際標準化に設定しています。

ドイツのメルケル首相は、IoTの分野でドイツが国際標準化を握るために、国をあげて売り込みにかかっています。

我が国は、過去、高い技術を持ちながら国際標準化できず、他の国が確立した国際標準に合わせなければならないという苦い経験を何度もしてきました。

国際標準に適合していないため輸出が難しくなった二層式洗濯機、第2世代携帯電話など、その例は枚挙にいとまがありません。

日本の宝であるモノづくり業界、中小企業の国際競争力を守っていくためには、IoT分野において、国際標準化の主導権を握ることが必須です。

日本は既に出遅れ感が大きい、という指摘も聞くところですが、我が国として今度どのような戦略をもって対応していくのか、大臣のご所見を伺います。

〈スーパーコンピューター不正受給事件について〉

ところで、成長企業への支援という点に関しては、昨年12月、ペジー・コンピューティング代表取締役の齊藤元章（さいとうもとあき）氏がNEDOから助成金約6億5千万円を詐取した疑いで逮捕、起訴された事件がありました。

また、その事件以外にも、2003年以降で、NEDOからの助成金の不正受給事案として35件が把握できています。

助成に至る審査が甘くなかったか。また、今までの再発防止策があまりにも対処療法的ではなかったか。さらには、助成金という方法自体に問題があるのではないか。

政府の成長戦略に沿うものであれば、審査がざるになるということはあってはなりません。助成金のばらまきともとられかねない甘い審査は、事業が助成金ありきとなったり、いかに助成金を獲得するかが目的となってしまう、結局、成長戦略にそぐう事業は生まれてはきません。

不正受給に対する原因の追究と過去の反省、そして今後の対応の3点について、大臣にお伺いいたします。

第4次産業革命の進展により、我が国は、今後いやおうなしに、生活、社会、経済をはじめとするあらゆる分野で大きな変革をせまられる時期にきています。この変革に対応し、我が国の経済の発展のために、これらかも積極的な提案を行っていくことをお約束申し上げ、私からの質問を終わります。